

【太枠項目のご記入をお願いします】

記入日	年	月	日
-----	---	---	---

JOB	B2								
-----	----	--	--	--	--	--	--	--	--

■お客様についてご記入ください

ふりがな			
お名前	(会社の場合)ご担当		
ご住所	〒		
お電話		メール	
ご連絡方法	☐ お電話 ☐ メール ☐ その他連絡先()		

■ご依頼内容についてご記入ください(おわかりになる限りで結構です)

メーカー		機種・型番	
使用OS	☐ Windows ☐ Mac ☐ スマホ ☐ その他 ☐ 不明	媒体容量	
他預かり品	☐ 電源アダプタ ☐ 納品用媒体		
症状・経緯	障害の状況や経緯をご記入ください		
重要な復旧希望データ	原則として復旧可能なデータはすべて復旧しますが、特に重要なデータがありましたら、ご記入ください。成功報酬制の場合、成功基準となります。 必要なアカウント名() ☐ デスクトップ ☐ マイドキュメント ☐ 写真 ☐ 動画 ☐ メール(種類)		

■納品、返却方法についてご記入ください

※ご記入がない場合は★を選択されたものとしてお取り扱いします

復旧データ納品用媒体 復旧したデータを納品するための媒体です。 お客様で準備する場合、 <u>データが入っていないもの</u> をご用意ください	☐ 当社で用意する(実費)★ ☐ お客様が用意する ☐ 未定(診断後打ち合わせ)
初期診断で終了した場合のご返却方法 復旧不可能、またはご予算に見合わない等で返却する場合のご希望を選択ください	☐ 配送(宅急便着払い)★ ☐ ご来店引き取り ☐ 当社にて処分する

■ご確認事項

・私はデータSOSサービス基本約款、プライバシーポリシーに同意の上申し込みます。 ・私はこの障害媒体の正当な所有者またはその正当な代理人です ・障害媒体および障害媒体が内蔵されている機器の原状回復を求めません ・メーカー・販売店の保証を受けられなくなる可能性があります ・当社からの連絡に1か月以上応答がない場合、預り日から6か月を経て預かり品を処分します ・納品用媒体にデータが存在する場合、その消失は保証されません ・診断実施により障害媒体の状態が変化することがあります ・障害媒体にはマイナンバー、児童ポルノは含まれていません ・私は暴力団、暴力団員、反社会的勢力に該当しません	☐ 確認しました
--	---------------------------------

※弊社記入欄

対応状況	☐ 復旧可能 ☐ 復旧不可(☐ 対応不可)	イメージ	☐ 作成	☐ 消去済
オーダー	☐ 復旧依頼 ☐ 診断終了	サーバ	☐ 作成	☐ 消去済
返却日	年 月 日	処分媒体	☐ 存在	☐ 消去済
返却方法	☐ 店頭渡し ☐ 配送 ☐ 処分依頼			
※店頭お引渡し用 確認ご署名	☐ 私は貴社へ預託した物品の返還を受けました ☐ 私は貴社へ預託した物品を貴社に譲渡します			
日付	年 月 日			

データSOSサービス基本約款

オーインクメディアサービス株式会社（以下「当社」という）は、データSOSサービス基本約款（以下「本約款」という）を定め、これによりコンピュータのデータ復旧に関するサービス（通称「データSOSサービス」以下、「本サービス」という）を依頼者に提供します。

第1条（本サービスの目的）

本サービスは、故障等により正常に動作せず、保存されているデータに通常的手段でアクセスすることができなくなったデータ記録媒体や電子機器等（以下「障害媒体」という）からデータを復旧すること、障害媒体から消失・削除されたデータを復旧することを目的として、依頼者がデータ復旧を依頼し、当社がこれに応じて委託作業を行うものです。

第2条（確認・確約事項）

依頼者は、本サービスの内容について、次の事項を確認・確約します。

①サービス内容に関する事項

1. 本サービスは障害媒体を障害発生以前の状態に復旧させるものではなく、通常的手段でアクセスすることができなくなったデータ、あるいは消失・削除したデータを当社が持つ専門技術により可能な限り復旧させ、復旧媒体とは別のデータ記録媒体に保存して納品するものです。
2. 本サービスは破損した機器、障害媒体自体の修理を行うものではありません。
3. 本サービスは障害原因の解析、分析は行いません。
4. 本サービスは確実にデータが復旧できることを約束するものではありません。
5. 作業の結果、データ復旧が不可能であることが判明する場合があります。
6. 復旧されたデータの正常性、再利用性は保証されません。
7. 障害の影響によりファイル名、フォルダ名が消失している場合があります。
8. 初期診断は本サービスの利用を前提として、原則として無料で実施されますが、本サービスを利用するつもりがないにも関わらずデータが復旧可能であることを確認する、あるいはデータが復旧不可能であることを確認する等、またはデータ復旧をする必要が定かではなく、障害媒体内部のデータ内容を確認する等の目的外での利用が認められる場合は作業に要した費用を請求します。

②依頼者について

1. 依頼者は障害媒体およびその内部データの正当な権利を有していること、またはその権利を有する者の代理人であることを確約します。
2. 依頼者は暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に該当しないことを確約します。
3. 障害媒体には児童ポルノ等法令により所持が禁止されているデータおよびマイナンバーが含まれていないことを確約します。

③障害媒体について

1. 本サービスはデータ復旧を目的とし、障害媒体が内蔵されている機器、障害媒体自体の開封等を含む加工を行うことがあり、依頼者は原状回復を求めません。
2. 本サービス実施により障害媒体の製造者、販売者の保証が無効となる場合があることを了承します。
3. 本サービス実施により、当社の技術的機密ノウハウが障害媒体上に残る場合、当社は依頼者に対する当該障害媒体の返却義務を免れる場合があります。
4. 当社から依頼者への連絡に対し、1か月以上応答がない場合は障害媒体を預かった日から6か月間の保管期間の経過をもって、障害媒体および預託品一式の所有権は当社へ移転し処分を行います。また、返送した障害媒体等が受領されない場合も同様とします。処分に費用が発生した場合は請求します。

④データ納品用媒体について

1. 復旧データは原則として当社で用意するデータ納品用媒体に保存して納品します。
2. データ納品用媒体は復旧データの受け渡しを唯一の目的とし、以後の

使用を保証するものではありません。

3. 依頼者がデータ納品用媒体を用意する場合、原則としてデータが存在しない初期化された状態のものを用意することとし、既設のデータが存在する場合、その消失等は保証されません。

⑤キャンセルについて

1. 初期診断結果及び見積金額に同意し、データ復旧作業を依頼した場合、依頼をキャンセルすることはできません。

⑥秘密保持について

1. 当社は復旧したデータを機密情報として取り扱い、内容を漏洩、口外することとはなく、また内容には関知しません。
2. 復旧したデータは品質確認を目的として、必要最低限の参照をすることがあります。

⑦免責事項

1. 当社は、本サービス作業過程で発生した障害媒体等の破損、データ消失、流出等による依頼者の損害につき、当社の故意あるいは重過失による場合を除き原状回復を含む一切の責任を負いません。障害媒体の輸送中に発生した事故についても、同様とします。

第3条（本サービス委託契約の成立）

1. 依頼者は、本約款、依頼書記載の諸条件をもって、本サービスを当社に委託し、当社は委託を受けた内容について本約款及び前記の諸条件に基づきこれを実施します。
2. 本サービス委託契約は、依頼者が依頼書に署名、所定事項を記入し、当社がこれを受領することによって成立します。ただし、依頼者が障害媒体を送付して、当社がこれを受領した場合には依頼書の有無に関わらず成立したものとみなします。

第4条（初期診断）

1. 当社は、障害媒体を依頼者から受領した後、依頼者が記載した依頼書に基づき、障害媒体からデータ復旧を行える可能性の有無について簡易的な診断を行うとともに、復旧にかかる作業期間、適用する報酬制度の決定、料金の概算見積を行います（以下「初期診断」という）。
2. 当社は、前項の結果を依頼者に通知し、依頼者は、当社が通知した後10日以内に、当社に対し、データ復旧作業の依頼をするか否かを回答します。
3. 依頼者がデータ復旧を依頼しない旨の回答、または前項の期限内に回答が無い場合、本サービス委託契約は終了します。依頼者は障害媒体等預託品一式を速やかに引き取ります。
4. 初期診断の料金は、本サービスの利用を目的として依頼した場合、1個の障害媒体につき1回に限り無料とします。但し、障害媒体の輸送費等は利用者の負担とします。
5. 初期診断の実施に際し、チップの取り外し等外部の専門業者による加工を必要とする場合、その費用は利用者の負担とします。但し、事前に利用者の承諾を得ることとします。
6. 初期診断は簡易的な診断による見込みであり、実際の復旧結果と異なる場合があります。
7. 初期診断実施により障害媒体の状態が変化する可能性があります。
8. 本サービスを利用するつもりがないにも関わらずデータが復旧可能であることを確認する、あるいはデータが復旧不可能であることを確認する等、またはデータ復旧をする必要が定かではなく、障害媒体内部のデータ内容を確認する等の目的外での利用が認められる場合は作業に要した費用を利用者に請求します。

第5条（報酬制度）

本サービスは次のいずれかの報酬制度を適用するものとし、適用する制度は初期診断の結果により当社が決定します。

①成功報酬制

1. データ復旧作業の結果が別途定める基準に達している、あるいは依頼者と協議の上設けた基準（以下「成功基準」という）を満たした場合に報酬が発生します。成功基準を満たさない場合は復旧不可能と判断し、報酬は発生しません。
2. 成功基準を満たしているか当社で判断が困難な場合は、復旧したデータを店頭等で確認することにより依頼者が判断することができるものとします。
3. 依頼者の要望により成功基準を満たしていない状態でも復旧データ

を納品する場合は報酬が発生します。

4. 但し、報酬が発生しない場合でも復旧作業に要した部材費、外注加工費、運賃を依頼者に請求できるものとします。

②作業報酬制

1. データ復旧作業の結果に関わらず、実施した作業に対し報酬が発生します。
2. 作業報酬制により本サービスを実施する場合、当社は依頼時に基本料金相当額および消費税を預かります。

第6条（データ復旧）

1. 当社は依頼者からデータ復旧の依頼を受けた場合、復旧作業を開始します。但し、復旧機材、資材の状況により直ちに開始できない場合があります。
2. 当社はデータ復旧作業の結果、復旧されたデータの品質確認および依頼書に記載された必要データが復旧できているかを確認するため、必要最低限のサンプリングを行います。
3. 成功報酬制の場合、依頼書に記載の必要データが復旧できた場合、あるいは別途定めた成功基準に達していると当社が判断し、依頼者が同意した場合はデータ復旧に成功したものとします。
4. 復旧されたデータはデータ納品用媒体に書き込みます。
5. データ復旧が不可能だった場合、その旨を通知します。

第7条（本サービスの完了）

1. 第6条に基づくデータの復旧後、費用の支払いと引き換えに当社は復旧データを納品し、同時に受領確認書を交付します。
2. 依頼者は、当社に対し、第1項の受領確認書を納品から10日以内に返送します。
3. 依頼者が当社に対し前項受領確認書を返信するか受領確認書の返送がないまま納品から10日が経過した場合、当社は、復旧したデータ及び復旧作業中に発生した中間生成データを含む全データを消去します。

第8条（作業場所および提携業者への再委託の承諾）

1. 当社によるデータ復旧作業については、媒体の種類・状況により当社の施設および当社と提携する国内外施設において行うものとします。
2. 依頼者は、当社がデータ復旧等を行うにあたって提携業者への再委託を行う場合があることを予め承諾します。

第9条（本サービスについての検査）

1. 依頼者は、第7条1項の納品後直ちに受領確認書に基づき検査を行い、過誤その他の瑕疵があったときは、納品から10日以内に当社に通知します。
2. 前項の期間中に依頼者からの通知がないときは、本サービスは本条第1項所定の検査に合格したものとします。
3. 本サービスについて検査に合格した場合には、依頼者は当社に対して、本サービスに関する何らの異議も述べません。

第10条（データ復旧費用等の支払）

①データ復旧費用等の支払い方法は以下のいずれかとします。

1. 銀行振込
2. 現金
3. 当社の取り扱うクレジットカード
4. 当社の取り扱う運送会社の代金引換便

②支払いに掛かる手数料は利用者の負担とします。

③当社は、依頼者からのデータ復旧費用等の支払が無い場合、預かった障害媒体等および復旧したデータを引き渡さないことができます。

第11条（復旧データの取り扱い）

1. 当社は、復旧したデータは機密情報として厳重に取扱い、内容を漏洩、口外することはなく、またその内容には関知しません。
2. 復旧したデータは品質確認を目的として、必要最低限の参照をすることがあります。
3. 復旧したデータが含まれる中間生成物はデータ復旧不可能な状態に消去処理を行います。

第12条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、個人情報は厳重に取扱い、復旧作業等の目的達成に必要な範囲内で使用します
2. 当社は、復旧作業等が終了した場合には、依頼者との連絡・配送等の

輸送・不具合発生時の対応等サービス提供に関わる目的や、サービス提供後の管理目的、および当社からの情報提供以外の目的では依頼者の個人情報を使用しません。

3. 前2項の他、個人情報に関する当社の対応は、当社のホームページに掲載するプライバシーポリシーに基づいて行うものとします。

第13条（解除）

①依頼者又は当社は、相手方に次の各号に掲げる事由の一つが生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができます。

1. 支払不能に陥ったとき
2. 強制執行、仮差押え、もしくは仮処分が命じられたとき、または滞納処分を受けたとき
3. 破産手続、民事再生手続、会社整理、会社更生手続等が開始されたとき
4. 解散の決議または他の会社と合併した場合
5. 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなったとき
6. 監督行政庁より営業の停止または取消を受けたとき
7. 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力であることが判明したとき。

②依頼者又は当社は、相手方が本契約書に定める約定に違反し相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、履行されない場合は、本契約を解除することができます。

第14条（合意解約）

依頼者又は当社は、契約期間中といえども双方の合意が有る場合には、本契約を合意解約することができます。

第15条（損害賠償）

1. 当社は本サービス提供において生じた、利用者の直接的損害につき、当社の故意あるいは重過失による場合に限り損害賠償責任を負うものとします。
2. 本サービスの提供において当社が損害賠償責任を負う場合、利用者が対価として支払った総額を限度額とします。

第16条（反社会的勢力の排除）

①当社は、依頼者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができます。

1. 暴力団または暴力団員
2. 暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
3. 暴力団または暴力団員が経営を支配し、または経営に実質的に関与している者
4. 暴力団または暴力団員と密接な関係（資金提供、利益供与及び密接交際を含む）を有する者
5. 総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ
6. 特殊知能暴力集団

②当社は、依頼者自ら又は第三者を利用して、以下各号のいずれかに該当する行為を行った場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができます。

1. 暴力的な要求行為（暴力団対策法第9条各号に定める行為をいう。）
2. 暴行・脅迫・強要・業務妨害行為、及びその他の違法行為
3. 前号のほか、不当な要求行為

③前各項の規定に基づき本契約を解除した当事者は、当該解除により生ずる損害について、相手方当事者に対し賠償の責めを負いません。

第17条（協議）

本契約に定めがない事項又は本契約に関して疑義が生じたときは、依頼者及び当社双方信義誠実の原則に従い協議し解決します。

第18条（合意管轄裁判所）

本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

2004年4月1日 作成

2020年3月1日 改定